

経済産業省

20200303 貿局第1号
輸出注意事項2020第5号
輸入注意事項2020第2号
関税割当注意事項第4号
経済産業省貿易経済協力局

「新型コロナウイルスの流行に伴う貿易管理上の措置について」（令和2年2月14日付け輸出注意事項2020第3号・輸入注意事項2020第1号・関税割当注意事項第3号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年3月5日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「新型コロナウイルスの流行に伴う貿易管理上の措置について」の一部改正について

「新型コロナウイルスの流行に伴う貿易管理上の措置について」（令和2年2月14日付け輸出注意事項2020第3号・輸入注意事項2020第1号・関税割当注意事項第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から適用する。

「新型コロナウイルスの流行に伴う貿易管理上の措置について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○新型コロナウイルスの流行に伴う貿易管理上の措置について」（令和2年2月14日付け輸出注意事項2020第3号・輸入注意事項2020第1号・関税割当注意事項第3号）

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| <p data-bbox="248 432 972 464">新型コロナウイルスの流行に伴う貿易管理上の措置について</p> <p data-bbox="103 549 1120 624">新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、貿易管理上の取扱いについては、下記によることとし、令和2年2月17日から適用する。</p> <p data-bbox="595 667 629 699">記</p> <p data-bbox="107 746 210 778">1. (略)</p> <p data-bbox="107 1098 887 1129">2. 輸出許可証に付された条件の履行について（輸出貿易管理令） 輸出許可証に付された許可条件の履行について、<u>令和2年6月30日</u>までに履行期限が到来するものは、<u>令和2年6月30日</u>までを履行期限と読み替え、当該履行期限の延長に係る内容変更申請は不要とする。ただし、同日（<u>令和2年6月30日</u>）よりも前に履行可能なものにあつては、速やかに履行するものとする。</p> <p data-bbox="107 1334 210 1366">3. (略)</p> | <p data-bbox="1285 432 2009 464">新型コロナウイルスの流行に伴う貿易管理上の措置について</p> <p data-bbox="1144 549 2161 624">新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、貿易管理上の取扱いについては、下記によることとし、令和2年2月17日から適用する。</p> <p data-bbox="1630 667 1664 699">記</p> <p data-bbox="1144 746 2161 1050">1. 輸入承認証の有効期間の延長申請について（輸入貿易管理令） 新型コロナウイルスの流行に伴う輸入の遅延等により輸入承認証の有効期間の延長を要する場合には、輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について（平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号）の2の（2）①ハの規定に基づき「延長を必要とすることを立証する書類」の提出が必要となるが、当該書類の入手が困難な場合には、「延長が必要となった具体的な事情・経緯及び延長を必要とすることを立証する書類の提出が困難であることの理由を記載した理由書」の提出により、当該書類に替えることができるものとする。</p> <p data-bbox="1144 1098 2161 1321">2. 輸出許可証に付された条件の履行について（輸出貿易管理令） <u>中国を仕向地とする輸出許可証に付された許可条件の履行について、令和2年3月31日までに履行期限が到来するものは、令和2年3月31日までを履行期限と読み替え、当該履行期限の延長に係る内容変更申請は不要とする。ただし、同日（令和2年3月31日）よりも前に履行可能なものにあつては、速やかに履行するものとする。</u></p> <p data-bbox="1144 1369 2161 1441">3. 関税割当証明書の有効期間の延長申請について（関税暫定措置法等） 新型コロナウイルスの流行に伴う輸入の遅延等により関税割当証明書の有効期間</p> |

| | |
|---|--|
| <p>4. 適用期間</p> <p><u>イ 上記1. 及び2. の措置</u> 令和2年6月30日までとする。ただし、今後の状況に応じ、当該措置の期限を延長する。</p> <p><u>ロ 上記3. の措置</u> 令和2年3月31日までとする。</p> | <p>の延長を要する場合においては、2019年度の関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について（平成31年3月8日付け関税割当注意事項第2号・20190204貿第6号）の1の（2）④の規定に基づき「関税割当証明書の有効期間内に割当物品を輸入通関できなくなったことを証明する書面」の提出が必要となるが、当該書類の入手が困難な場合には、「延長が必要となった具体的な事情・経緯及び延長を必要とすることを立証する書類の提出が困難であること」の理由を記載した理由書の提出により、当該書類に替えることができるものとする。</p> <p>4. 適用期間</p> <p><u>上記1. ～3. までの措置は、令和2年3月31日までとする。ただし、上記1. 及び2. については、今後の状況に応じ、当該措置の期限を延長する。</u></p> |
|---|--|